

第7章 学校保健・学校給食

1 学校保健

(1) 学校保健活動の充実

学校における総合的な健康教育を推進するため、次の方針に基づき学校保健活動を進めている。

ア 学校保健・安全指導の充実

各学校においては、児童・生徒や地域の実態に即した学校保健計画及び学校安全計画を作成し、学校体育及び学校給食との連携を図りながら、一層充実した活動を推進する。

特に、体育科や保健体育科等の関連教科や特別活動等の保健教育を適切に行い、将来にわたって明るく豊かで健康な生活を営むことのできる児童・生徒を育成する。

イ 学校保健・安全及び衛生管理の徹底

全教職員及び学校保健関係者が協力して、組織的・計画的に環境の整備に努め、管理の徹底を図る。

特に、日常生活における健康観察や安全点検・衛生管理を充実し、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるよう配慮する。

ウ 家庭及び地域との連携の強化

学校保健委員会等の機能を活用し、組織的活動の充実を図るとともに、保健所・医療機関などとの連携を密にし、創意ある健康教育を推進する。

特に、保健だより・保護者会等を通して健康教育の趣旨を徹底し、実践的な健康づくりの啓発に努める。

エ (一財) 東京都学校保健会との連携

一般財団法人東京都学校保健会は、全都的な学校保健団体(東京都医師会学校医会、東京都学校歯科医会、東京都学校薬剤師会及び学校保健教職員各研究団体)、校長会、PTA及び行政関係の代表者等で構成される学校保健団体であり、学校保健の向上発展に寄与することを目的としている。

東京都は、同保健会と連携し、学校保健に関する事業を実施している。

(2) 児童・生徒の健康管理

ア 学校における児童・生徒の健康管理

児童・生徒の健康管理については、校長の下に、保健主任、養護教諭、教諭、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が計画的・組織的に行っている。

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき毎年4月から6月までの間に実施している。

検査内容は次のとおりである。

- (ア) 小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・中等教育学校

検査項目：身長・体重

栄養状態

脊柱・胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態

視力・聴力

眼の疾病及び異常の有無

耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無

歯・口腔の疾病及び異常の有無

結核の有無

心臓の疾病及び異常の有無

尿（腎臓・糖尿病検査）

その他の疾病及び異常の有無

- (イ) 特別支援学校

(ア)の検査項目のほかに、都立特別支援学校においては、法定外で脳波検査及び眼科精密検査を実施している。

これらの検査結果を基に、学校医による健康相談や治療勧奨等を行っている。

- (ウ) 学校医(内科・眼科・耳鼻咽喉科の医師)、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育委員会で委嘱している。このほかに精神科及び整形外科等の専門医を委嘱している学校もある。

都立学校児童・生徒等検診実施状況

(令和4年度)

	一次検診		二次検診		有所見者数		
	検診内容	受診人数	検診内容	受診人数	要医療 指導区分 A1, B1, C1	要観察 指導区分 B2, C2, D2	要精密検査
結核検診	高等部	胸部X線 撮影	胸部X線撮影、 喀痰検査等	人 48	人 0	人 0	人 0
	中学部	問診					
	小学部						
腎臓・ 糖尿病 検診	一次検診 尿検査 (蛋白・糖・潜血反応) 二次検診 尿検査 (蛋白・糖・潜血反応)	140, 651 4, 698	三次検診 尿検査、血液検査 診察等	458	25	213	54
心臓検診	心臓検診調査票 12誘導心電図	48, 941	心臓超音波検査等	1, 202	(主治医管 理中の者) 685	(E可 以上の者) 484	66

イ 学校における歯科保健対策

- (ア) 啓発資料・指導資料の作成
(イ) 歯・口の健康づくり研修会の実施
(ウ) 摂食指導研修会

ウ 学校におけるインフルエンザ等の感染症対策

都立学校及び各区市町村教育委員会に対して、インフルエンザの予防や発生時の措置についての通知による指導、インフルエンザ様疾患による臨時休業の状況把握、各感染症の流行状況の情報提供、学校における感染症対策に関する講習会等を行っている。

(3) 国庫補助事業

ア 要保護児童生徒に対する医療費補助

区市町村が行う要保護児童・生徒への医療費補助に対して、国がその額一部を補助している。

- ・補助限度額：毎年度文部科学大臣が定める額×補助対象児童生徒数×1/2
- ・令和4年度実績：1区市

イ へき地児童生徒援助費等補助金

(ア) 医師等派遣事業

学校保健安全法に基づく定期健康診断を行う場合における医師等派遣事業に対して、国がその額の一部を補助している。

- ・補助限度額：毎年度文部科学大臣が定める額
- ・令和4年度実績：3町村

(イ) 心臓検診事業

へき地小・中学校の児童・生徒を対象として行う心電図検診事業に対して、国がその額の一部を補助している。

- ・補助限度額：毎年度文部科学大臣が定める額×補助対象児童生徒数×1/3
- ・令和4年度実績：4町村

ウ 学校保健特別対策事業費補助金

新型コロナウイルス感染症対策に対して、国が一部経費補助している。

- ・事業費の1/2 学校規模に応じ補助限度額
- ・令和4年度実績：54区市町村

2 学校安全

学校教育において、児童・生徒の健康と安全を図るための安全教育の役割は極めて大きい。東京都教育委員会では、学校における安全教育及び安全管理の向上に努めるとともに、学校の管理下で発生した児童・生徒の負傷、死亡などの事故について、独立行政法人日本スポーツ振興センターの災害共済給付（医療費及び見舞金の支給など）に関する事務を行っている。

(1) 心肺蘇生法実技講習会（令和4年度）

学校管理下における児童・生徒の突然死の災害を防止するため、AED実技講習を含めて教職員研修センターにおいて、東京都の公立学校の教職員を対象に5月～12月に合わせて14日間開催し、246人が参加した。

(2) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付状況（都内公立学校）

（令和4年度）

給付種別 学校種別	医療費（負傷・疾病）		障害見舞金		死亡見舞金		合計		
	給付件数	給付額	給付件数	給付額	給付件数	給付額	給付件数	給付額	
小学校	28,446	189,115	4	8,540	1	30,000	28,451	227,655	
中学校	30,545	244,665	3	3,980	1	28,000	30,549	276,645	
高等学校	全日制	45,491	510,860	7	74,490	2	60,000	45,500	645,350
	定時制	656	7,317	0	0	0	656	7,317	
	通信制	100	1,277	0	0	0	100	1,277	
合計	105,238	953,234	14	87,010	4	118,000	105,256	1,158,244	

（注）金額は千円未満切捨てのため、合計額が一致しない場合がある。

3 環境保健・学校環境衛生

(1) 光化学スモッグ対策

ア 令和4年度被害届出状況

都内公立学校において、光化学スモッグによると思われる健康被害の届出はなかった。

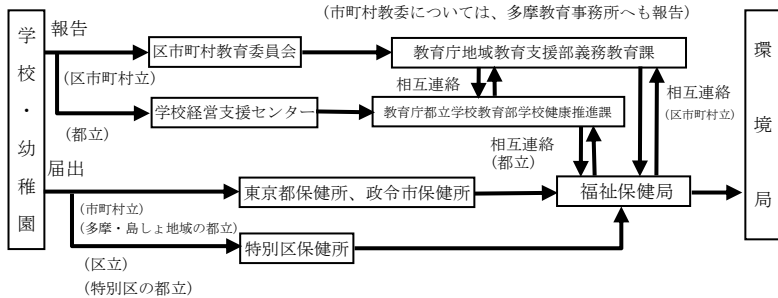
イ 指導及び対策

区市町村教育委員会及び都立学校に対して、学校における光化学スモッグ対策についての通知をして、日常の備え、被害発生時の措置等についての指導及び対策を行っている。

（イ）同時通報

光化学スモッグにより、人の健康に被害を生じるおそれのある事態が生じた場合、環境局環境改善部大気保全課から、学校情報、注意報等の緊急時情報が発令される。緊急時情報は、同時通報（メール等）により提供されている。

(イ) 被害報告連絡網



(2) 学校環境衛生

都立学校における環境衛生管理として、学校保健安全法及び「学校環境衛生基準（文部科学省告示）」等に基づき、環境衛生検査を実施し、安全で快適な学習環境の確保を図っている。

検査は、室内化学物質等の空気環境、照度、飲料水、プール水等について行い、検査の結果に応じて、必要な改善措置等が適切に行われるよう、学校薬剤師と連携して、各学校への指導・助言を行っている。

また、校舎の延べ床面積が8,000平方メートル以上の学校については、建築物環境衛生管理技術者を選任して、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」の規定に基づいた環境衛生管理を行っている。

室内化学物質対策として、平成15年度に設置された「都立学校室内化学物質対策検討委員会」の報告を基に、「都立学校における室内化学物質対策方針」及び「都立学校における室内化学物質対策の手引」を策定している。

また、平成16年度から、室温が高いときに放散しやすいといわれている「室内化学物質」について、7月を対策月間とし、全都立学校で定期検査を実施しており、当該結果を踏まえ、対策を講じている。

4 学校給食

(1) 実施状況

学校給食は、「児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることに鑑み、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的」とする（学校給食法第1条）。

学校給食実施状況

（令和4年5月1日現在）

区 分		学校数 (校)	完全給食		ミルク給食		未実施	
			学校数 (校)	実施率 (%)	学校数 (校)	実施率 (%)	学校数 (校)	未実施率 (%)
小 学 校	全 都	1,265	1,262	99.8	2	0.2	1	0.1
	区 部	815	815	100.0	0	0.0	0	0.0
	市 部	424	423	99.8	0	0.0	1	0.2
	町 村 部	26	24	92.3	2	7.7	0	0.0
中 学 校	全 都	604	600	99.3	2	0.3	2	0.3
	区 部	369	369	100.0	0	0.0	0	0.0
	市 部	214	212	99.1	0	0.0	2	0.9
	町 村 部	21	19	90.5	2	9.5	0	0.0
義 務 教 育 学 校		8	8	100.0				
都立高等学校定時制 (夜間)課程		53	53	100.0	—	—	—	—
都立中高一貫教育校		10	10	100.0	—	—	—	—
小 学 校		1	1	100.0	—	—	—	—
都立特別支援学校 (しいの木特別支援学校を除く。)		57	57	100.0	—	—	—	—

(2) 都立学校の学校給食の運営

ア 都立高等学校定時制（夜間）課程給食への補助

定時制（夜間）課程を置く高等学校の学校給食について、生徒の栄養必要量の確保と生徒負担の軽減策として、高等学校に在学する有職生徒のうち、希望する生徒に対し生徒一人1食当たり60円（夜食費60円）の補助を行う。

イ 都立高等学校定時制（夜間）課程給食調理業務委託

給食の充実と効率化のため、昭和60年度から学校給食の調理業務を順次、民間業者に委託し、平成3年度から全校を委託した。

ウ 都立中高一貫教育校及び小学校給食調理業務委託

平成17年度都立中高一貫教育校（附属中学校）開校に伴い民間委託による学校給食を開始し、令和4年度現在、都立中高一貫教育校全校（附属中学校5校、中等教育学校（前期課程）5校）で学校給食を実施している。

また、令和4年度からは、都立小学校開校に伴い民間委託による学校給食を開始している。

エ 都立特別支援学校給食調理業務委託

給食の質的向上・充実と、併せて財政上の効率化を図るため、平成8年度から学校給食の調理業務を順次、民間業者に委託し、平成17年度から全校を委託した。

(3) 米飯給食の普及充実

米飯給食については、日本の伝統的な食生活の根幹である米飯の望ましい食習慣の形成や地域の食文化を通じた郷土への関心を高めることなど、教育的意義を踏まえ、実施している。

都内公立学校の給食実施校においては、令和4年度は、小学校が平均で週当たり3.5回、中学校が平均で週当たり3.6回、都立学校では週当たり4.0回の米飯給食を実施している。

(4) 学校給食における国庫補助

ア 要保護児童・生徒給食費補助

国は区市町村が行う要保護児童・生徒への給食費補助に対して、国がその額の一部を補助している。

- ・補助限度額：毎年度文部科学大臣が定める額×補助対象児童生徒数×1/2
- ・令和4年度実績：該当なし

イ 学校給食用牛乳供給事業

学校給食用牛乳は、児童・生徒の体位・体力の向上に寄与している。令和4年度の供給価格は、200cc（1本）当たり53円8銭であり、国からの補助は、7銭であった。

ウ 学校給食施設設備の整備（令和4年度）

都及び区市町村が行う施設設備整備事業に対し、都及び17区市・延べ64件・38校（場）に算定対象経費の2分の1等の国庫補助があった。

(5) 食育の推進

「公立学校における食育に関する検討委員会」の検討結果に基づき、平成19年2月「都立学校における食育の推進に関する指針」を定め、食育の目標と基本方針、学校における食育の指導体制、学校・家庭・地域の連携等について示した。

ア 基本方針

- (ア) 食育について教育課程に位置付け、家庭及び地域と連携し、食に関する指導の充実を図る。
- (イ) 校長のリーダーシップの下、食育の目標を共通理解し、指導体制を整備して食に関する指導を実施する。
- (ウ) 家庭科教諭、養護教諭、栄養教諭等の専門性を生かし、各教科等における指導と関連付けて食に関する指導を実施する。

イ 取組

- (ア) 栄養教諭の専門性を生かした食育の推進（栄養教諭による食育リーダー支援及びその支援体制充実に向けた栄養教諭の配置拡大など）
- (イ) 栄養教諭・学校栄養職員等を対象とした研修の実施（栄養教諭実践研修（研究授業）、食に関する指導研修会（栄養教諭による実践事例の発表、講演など）

(6) 学校給食の管理・運営の指導

ア 方針

- (ア) 多様な食品を組み合わせ、栄養のバランスが取れた、おいしい給食の提供に努める。
- (イ) 望ましい食習慣の形成や、食に関する自己管理能力の醸成、食文化の継承等、生涯の健康づくりの源になることができる食事内容に努める
- (ウ) 食中毒の発生防止及び適切な食物アレルギー対応の実施等、安全・衛生管理の徹底を図る。

イ 事業

学校給食の運営上の諸問題の把握及び栄養・衛生関係の最新の動向や知識を習得し、学校給食の充実・向上を図る。

- (ア) 学校栄養職員等研修
- (イ) 学校栄養職員新規採用者等研修
- (ウ) 学校栄養職員経験者前期（6年次）研修
- (エ) 学校栄養職員経験者後期（10年次）研修
- (オ) 講習会
 - ① パン実技講習会
 - ② 学校給食調理講習会
 - ③ 衛生管理等講習会

(カ) 島しょの指導

島しょ地区において、心身ともに健全な児童・生徒の育成を目指し、学校給食の指導を推進して、望ましい学校給食の在り方を協議し、学校給食の向上を図る。

(7) 衛生管理の徹底

学校給食法第9条「学校給食衛生管理基準」に基づき次の点に留意している。

- ア 調理室の設備・器具の整備（汚染作業区域・非汚染作業区域・その他の区域の区分け及び定期的な衛生検査の実施）
- イ 給食従事者の健康管理（年1回の健康診断を含めた年3回の健康状態の把握、毎月2回以上の検便及び日常点検）
- ウ 保存食及び原材料の保存（ -20°C 以下で2週間以上）
- エ 使用水の衛生管理（遊離残留塩素濃度 $0.1\text{mg}/\ell$ 以上）
- オ 調理過程（加熱処理する食品については中心部が 75°C で1分間以上の加熱。ただし、二枚貝等ノロウイルス汚染のおそれのある食品の場合は、 $85^{\circ}\text{C}\sim 90^{\circ}\text{C}$ で90秒間以上の加熱）
- カ 二次汚染の防止（食材別・調理工程別の調理器具の使い分けの徹底、調理作業工程表や作業動線図の作成等）
- キ 給食従事者の研修の実施
- ク 児童・生徒指導（学校・家庭・地域等が一体となった健康管理の推進）
- ケ 教職員への周知徹底（配食指導・摂食指導に携わる場合は念入りな手洗いを怠らないこと等）

5 学校におけるアレルギー疾患対策

(1) ガイドライン等に基づいた体制整備の推進

学校における児童・生徒等のアレルギー疾患対応については、文部科学省監修による「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」（令和元年度改訂）及び文部科学省発行の「学校給食における食物アレルギー対応指針」（平成27年度）等に基づいた各学校での取組が、円滑に進むよう、児童・生徒等のアレルギー疾患に対する教職員の理解と対応能力向上に取り組んできた。

平成24年12月に都内小学校で起きた事故を受け、再発防止のため、平成25年度以降、都教育委員会では、同ガイドラインを補完するマニュアル等の作成・配布や、研修の対象者拡大及び実施回数増など、児童・生徒等のアレルギー事故予防と事故発生時の緊急対応の確立に向けた取組を強化しており、以下の点について重点的に区市町村教育委員会及び都立学校を支援・指導し、更なる体制の強化に向けて働き掛けている。

- ア 「食物アレルギー対応委員会」の設置による組織的な取組と対応の強化
- イ 学校給食における食物アレルギー対応の役割分担の明確化
- ウ 校内研修による実践対応力の向上
- エ 緊急時（アナフィラキシー発症時等）における対応

(2) アレルギー疾患対応研修の実施

平成21年度以降、教職員等を対象に、専門医を講師とした研修を実施している。

平成25年度からは、全ての養護教諭とアドレナリン自己注射薬を携帯する児童・生徒等の担任教諭、学校栄養職員等を対象として研修を実施している。

また、平成27年度からは管理職を対象とした研修も実施している。

アレルギー疾患対応研修会実績

対象者	項目	令和4年度
学校教職員	実施回数	1回
	参加人数	4,005人
学校栄養職員等	実施回数	3回
	参加人数	798人

(注) 学校教職員対象の研修は動画配信